

9.21 安全

9.21.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.21-1 に示すとおりである。

表 9.21-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①危険物施設等の状況 ②気象の状況 ③地形・地質の状況 ④土地利用の状況 ⑤監視体制の状況 ⑥災害、事故等の発生状況 ⑦バリアフリー化の状況 ⑧電力の供給等の状況 ⑨法令等の基準等 ⑩東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い危険物施設等からの安全性の確保、移動の安全のためのバリアフリー化及び電力供給の安定度の影響が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

(3) 調査方法

1) 危険物施設等の状況

調査は、「東京都地域防災計画 大規模事故編（平成 21 年修正）[本冊]資料編」（東京都防災会議）等の既存資料の整理によった。

2) 気象の状況

調査は、現地調査によった。

3) 地形・地質の状況

調査は、「新宿区地震ハザードマップ」（平成 26 年 7 月 新宿区）等の既存資料の整理によった。

4) 土地利用の状況

調査は、「震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定（平成 25 年改定）」（平成 25 年 5 月 東京都）等の既存資料の整理によった。

5) 監視体制の状況

調査は、「東京都地域防災計画 大規模事故編（平成 21 年修正）[本冊]」（東京都防災会議）の整理によった。

6) 災害、事故等の発生状況

調査は、「平成 26 年中の危険物に係る事故の概要」（平成 27 年 5 月 消防庁危険物保安室）、「電気事業 60 年の統計」（電気事業連合会）等の既存資料の整理によった。

7) バリアフリー化の状況

調査は、「Accessibility Map」 Queen Elizabeth Olympic Park （London Legacy Development Corporation）の整理及び現地調査によった。

8) 電力の供給等の状況

調査は、「電力需給検証小委員会報告書について（概要）」（平成 28 年 4 月 資源エネルギー庁）等の既存資料の整理によった。

9) 法令等の基準等

調査は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成 15 年東京都条例第 155 号）等の法令等の整理によった。

10) 東京都等の計画等の状況

調査は、「東京都地域防災計画」（東京都防災会議）、「東京都福祉のまちづくり推進計画（平成 26 年度～平成 30 年度）」（平成 26 年 3 月 東京都）、「福祉のまちづくりをすすめるためのユニバーサルデザインガイドライン」（平成 18 年 1 月 東京都）等の計画等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 危険物施設等の状況

危険物施設等として、危険物（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条）、高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 2 条）、火薬類（火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 2 条）、毒物劇物（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条）及び放射線同位元素（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 2 条）を扱う施設の状況について、調査を行った。

ア. 危険物施設の分布状況

消防法上の危険物施設としては、製造所、貯蔵所、取扱所があり、計画地周辺に製造所は分布していない。貯蔵所の例としては、暖房ボイラー用燃料を地下タンクで貯蔵する地下タンク貯蔵所等があり、取扱所の例としては、ガソリンスタンド（給油取扱所）等がある。

危険物のうち、その大部分を占めるのは石油製品であり、「都道府県別石油製品販売総括＜確報＞」（平成 28 年 3 月 31 日現在 石油連盟）によると、平成 26 年度の都内における石油製品販売量は、最も多いガソリンで 674 万 kL、次いで軽油が 390 万 kL、重油が 287 万 kL、灯油が 266 万 kL となっている。

東京都内の区市町村別、危険物施設の数、表 9.21-2 に示すとおりである。計画地及びその周辺の新宿区の施設数は 353 施設、渋谷区では 252 施設、港区では 604 施設となっている。

なお、消防法において、指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵し、製造所、貯蔵所、取扱所以外の場所で取り扱ってはならないとされている（所轄消防長又は消防署長の承認を受けた場合を除く。）。また、製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準が政令で定められている等、ハード、ソフトの両面からの安全確保がなされている。

計画地周辺では、都道 418 号北品川四谷線（外苑西通り）及び一般国道 246 号（青山通り）沿いにガソリンスタンド（取扱所）の分布が確認できる。計画地に最も近いガソリンスタンド（取扱所）は、計画地境界から 450m 程度（南）の距離に位置している。

表 9.21-2 危険物貯蔵所等一覧

(平成 26 年 3 月末現在)

区市町村		計	製造所	貯蔵所	取扱所
区部	港区	604	0	367	237
	新宿区	353	0	228	125
	渋谷区	252	0	164	88

出典：「東京都地域防災計画 震災編（平成 26 年修正）[別冊資料]」（東京都防災会議）

イ. 高圧ガス施設の分布状況

特別区の高圧ガス施設数（液化石油ガス（LP ガス）施設を除く。）は、表 9.21-3 に示すとおりである。計画地及びその周辺の第一種製造者については、新宿区で 36 事業者、渋谷区で 21 事業者、港区で 69 事業者、貯蔵所については、新宿区及び港区で各 3 事業所、渋谷区で 1 事業所となっている。

また、特別区の液化石油ガス（LP ガス）施設数は、表 9.21-4 に示すとおりである。計画地及びその周辺の第一種製造所については、新宿区及び渋谷区で各 2 カ所、港区で 1 カ所、販売事業所については、新宿区及び港区で各 4 カ所、渋谷区で 3 カ所となっている。

なお、高圧ガス保安法において、高圧ガスの製造の事業を行う者は、製造をする種類、施設の位置、構造及び設備、製造の方法を届け出て、経済産業省令で定める技術上の基準に適合しなくてはならないとされている。貯蔵所においても、その位置、構造及び設備が法令の技術上の基準や経済産業省令で定める技術上の基準に適合しなくてはならない。販売の事業を営もうとする者は、販売する種類等を届け出なければならない。高圧ガス保安法では、これらの規制とともに、民間事業者や高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動によって安全を確保するものとしている。

表 9.21-3 高圧ガス第一種製造事業所及び貯蔵所一覧

(平成 20 年 3 月末現在)

地区別 区分	第一種製造者								貯蔵所					
	一般高圧ガス					冷凍								
	可燃性ガス	毒性ガス	酸素	その他	事業所数	アンモニア	フロンまたは炭酸ガス	事業者数	可燃性毒性ガス	可燃性ガス	毒性ガス	酸素	その他	事業所数
港区	2	—	—	1	3	4	65	69	—	—	2	6	5	3
新宿区	2	—	4	7	3	—	36	36	—	—	2	6	4	3
渋谷区	—	—	—	1	1	—	21	21	—	—	1	3	1	1

注）東京都区部に、可燃性毒ガス（一般高圧ガス）の第一種製造者は分布しない。

出典：「東京都地域防災計画 大規模事故編（平成 21 年修正）[本冊]資料編」（東京都防災会議）

表 9.21-4 液化石油ガスの製造事業所及び販売事業者一覧

(平成 20 年 3 月末日現在)

業種別 地区別	第一種製造所			販売事業所
	スタンド	充てん所	消費	
港区	1	—	—	4
新宿区	2	—	—	4
渋谷区	2	—	—	3

注 1) 液化石油ガス製造事業所 (第 1 種製造者) : 高圧ガス保安法第 5 条第 1 項第 1 号に定める事業所で LP ガスを 1 日 30m³以上処理する設備を使用して、LP ガスの製造を行うもの

2) 液化石油ガス販売事業者 : 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和 42 年法律第 149 号) 第 3 条に定める事業者

出典 : 「東京都地域防災計画 大規模事故編 (平成 21 年修正) [本冊]資料編」(東京都防災会議)

ウ. 火薬類施設の分布状況

東京都内の火薬類販売所、火薬庫及び火薬庫外貯蔵施設数は、表 9.21-5 に示すとおりである。23 区・島しょにおいては、火薬類販売所 262 カ所、火薬庫 18 カ所、火薬庫外貯蔵施設 295 カ所となっている。

なお、火薬類取締法により、火薬類の販売、貯蔵の許可は、技術的能力があること、経済産業省令で定める基準に適合しなくてはならない等、災害を防止し、安全を確保する管理等がなされている。

表 9.21-5 火薬類保管施設一覧

(平成 25 年 3 月末日現在)

区 分	火薬類販売所	火薬庫	火薬庫外貯蔵施設
23 区・島しょ	262	18	295
26 市・郡部	40	109	83

出典 : 「東京都地域防災計画 震災編 (平成 26 年修正) [別冊資料]」(東京都防災会議)

エ. 毒物・劇物施設の分布状況

特別区の毒物・劇物営業者数、要届出義務上取扱者数及び非届出業務上取扱施設数は、表 9.21-6 に示すとおりである。計画地及びその周辺の営業者については、新宿区で 463 者、渋谷区で 169 者であるが、港区では 647 者、特定毒物については、新宿区で 4 者、渋谷区で 1 者、港区で 3 者、要届出業者については、新宿区で 1 者、非届出業者については、港区で 100 者程度であるが、渋谷区では約 70 者となっている。

なお、毒物及び劇物取締法により、毒物又は劇物の製造業、輸入業、販売業の登録を受けようとする者の設備は、厚生労働省令で定める基準に適合しなくてはならない等、保健衛生上の危害を未然に防止する管理等がなされている。

表 9.21-6 毒物劇物営業者及び業務上取扱者一覧表

(平成 26 年 3 月末現在)

地区別	営業者			特定 毒物	要届出業者			非届出 業者
	製造業	輸入業	販売業		めっき 業	金属熱	運送業	
港 区	0	140	507	3	0	0	0	103
新宿区	1	37	425	4	1	0	0	0
渋谷区	3	25	141	1	0	0	0	67

注) 非届出業者とは、実態調査により把握した届出義務のない非届出業務上取扱施設(学校や化学工業等)である。

出典:「東京都地域防災計画 震災編(平成 26 年修正)[別冊資料]」(東京都防災会議)

オ. 放射線等使用施設の分布状況

放射性同位元素は、教育、研究、医療用の他、一般企業においても広範に使用されているが、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律により、放射性同位元素の使用施設、貯蔵施設、廃棄施設の位置、構造及び設備は、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものでなくてはならない等、安全性を確保する体制等がとられている。

特別区の放射線等使用施設は、表 9.21-7 に示すとおりである。計画地及びその周辺の新宿区で 42 カ所、渋谷区で 11 カ所、港区で 27 カ所となっている。

表 9.21-7 放射線障害防止法の対象事業所数

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

機関別使用 区分別 區別	機関別					計
	教育機関	研究機関	医療機関	民間機関	その他の 機関	
港 区	5	1	8	11	2	27
新宿区	10	3	11	14	4	42
渋谷区	—	—	4	5	2	11

出典:「東京都地域防災計画 震災編(平成 26 年修正)[別冊資料]」(東京都防災会議)

2) 気象の状況

気象の状況については、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (5) 調査結果 2) 気象の状況」(p.86 参照)に示したとおりである。

計画地における現地調査結果によると、風速の期間平均値は 1.6～1.9m/s、日平均値の最高値は 1.8～2.9m/s であった。風向は、春季及び夏季は北北東、秋季は南南西、冬季は北の風向が卓越しており、最多風向出現率は 17.3～26.2% であった。

3) 地形・地質の状況

計画地及びその周辺の地下水位の状況は、「9.2 土壌 9.2.1 現況調査 (4)調査結果 2) 地形、地質等の状況」(p.165 参照)に示したとおりである。

また、計画地及びその周辺における急傾斜地等の分布状況は、図 9.21-1 に示すとおりである。計画地の北東に、急傾斜地崩壊危険箇所(がけ地の傾斜度が 30 度以上、がけ地の高さが 5m 以上のがけ地)が分布している。

計画地内の南側には、“がけ・擁壁”の分布が確認されており、この周辺は、北東から南西に向けて緩やかに下る地形となっている。

なお、「地域危険度」及び「災害時活動困難度を考慮した地域危険度」は、いずれも最も危険度が小さい区分の“危険度 1”(新宿区地震ハザードマップ(平成 26 年 7 月改訂版))となっている。

4) 土地利用の状況

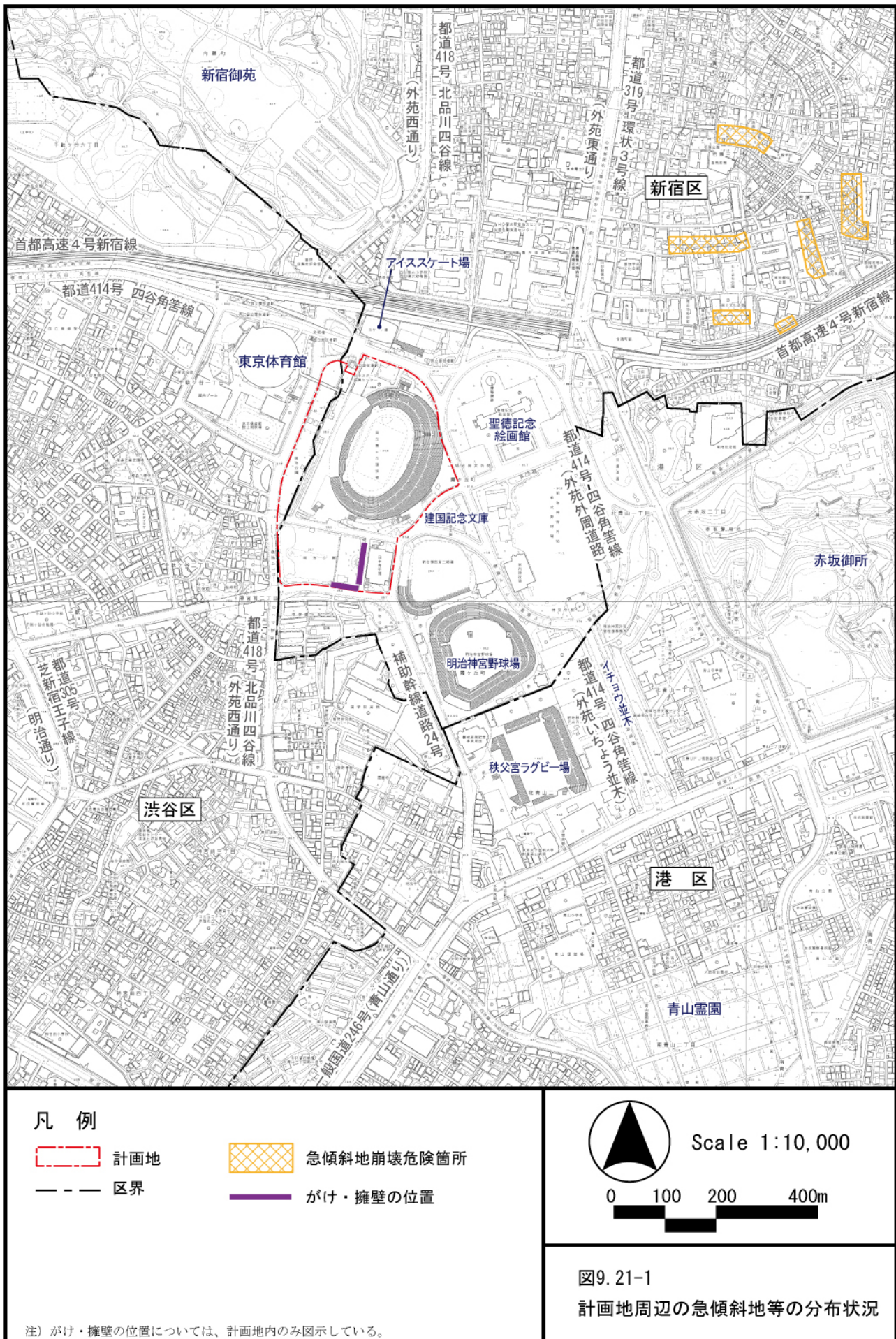
計画地及びその周辺における学校、病院及び住宅の分布状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (5)調査結果 4)土地利用の状況」(p.90 参照)に示したとおりである。

なお、「震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定(平成 25 年改定)」(平成 25 年 5 月 東京都)によると、計画地の位置する明治神宮外苑は、表 9.21-8 に示すとおり、「明治神宮外苑地区」として避難場所に指定されている。

表 9.21-8 計画地周辺の避難場所の状況

避難場所名称	所在地	区域面積 (m ²) [避難有効面積(m ²)]	地区割当			避難計画人口(人) [一人当たり 避難有効面積(m ² /人)]	最遠距離(km)
			区	町丁	町丁数		
明治神宮外苑地区	港区北青山、新宿区霞ヶ丘町、渋谷区神宮前、千駄ヶ谷	701,606 [405,113]	港区	北青山 1～3 丁目	3	92,689 [4.37]	2.0
			新宿区	荒木町、市谷本村町の一部、霞ヶ丘町、片町、坂町、左門町、三栄町、信濃町、須賀町、大京町、南元町、四谷 2～3 丁目、若葉 2～3 丁目	15		

出典：「震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定(平成 25 年改定)」(平成 25 年 5 月 東京都都市整備局)



5) 監視体制の状況

危険物施設等の種類別の保安計画を定めている機関、規制及び立入検査の実施機関は、表 9.21-9 に示すとおりである。

表 9.21-9 施設別の実施機関

危険物施設等	保安計画	規制及び立入検査
1 石油類施設	・東京消防庁 ・都下水道局 ・関東東北産業保安監督部 ・第三管区海上保安本部	・東京消防庁 ・関東東北産業保安監督部
2 高圧ガス施設	・都環境局 ・都水道局 ・警視庁 ・関東東北産業保安監督部	・都環境局 ・東京消防庁 ・関東東北産業保安監督部
3 火薬類施設	・都環境局 ・警視庁 ・関東東北産業保安監督部	・都環境局 ・警視庁 ・東京消防庁 ・関東東北産業保安監督部
4 毒・劇物、化学薬品等施設	・都福祉保健局 ・都下水道局 ・都教育庁 ・警視庁	・都福祉保健局 ・東京消防庁
5 放射線等使用施設	・都福祉保健局 ・都産業労働局 ・警視庁 ・都関係部局 ・日赤東京都支部	・都福祉保健局 ・東京消防庁
6 都市ガス施設	・東京ガス	・東京消防庁 ・関東東北産業保安監督部
7 温泉における可燃性天然ガス安全対策	・都環境局	・都環境局

出典：「東京都地域防災計画 大規模事故編（平成 21 年修正）[本冊]」（東京都防災会議）

なお、石油類施設（ガソリンスタンド等）について、東京消防庁及び関東東北産業保安監督部の保安計画、規制及び立入検査の内容は、表 9.21-10 に示すとおりである。

表 9.21-10 安全化対策（石油類施設）

区分	東京消防庁	関東東北産業保安監督部
保安計画	○ 通常時から危険物流出等の事故原因を究明し、改修指導及び類似事故の発生防止を図ることにより危険物施設の健全性を確保し、大規模事故への進展を防止する。 ○ 危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因を究明し、類似事故の発生防止のための措置を講じる。 ○ 次の事項について積極的に指導する。 1 危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実に推進すること 2 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等に当たって十分な用地を確保させること ○ 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援体制の強化及び防災資器材の整備充実に図るよう引き続き指導する。	○ 自主保安体制を確立させるとともに、関係機関との連絡調整に努め、緊急時における効果的な対策の推進を図る。
規制及び立入検査	○ 規制 危険物施設については、消防法令に基づき、貯蔵し、または取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等にかかわる指導を推進する。 ○ 立入検査 第 1 章第 1 節第 2 項「火災予防査察」による立入検査を行う。	○ 鉱山における所管施設については、立入検査により鉱山保安法に基づく監督指導を行う。

出典：「東京都地域防災計画 大規模事故編（平成 21 年修正）[本冊]」（東京都防災会議）

6) 災害、事故等の発生状況

ア. 危険物等に係る火災や漏洩

「危険物に係る事故の概要」(消防庁危険物保安室)によると、平成22年～平成26年に東京都で発生した主な事故(死者1名以上、負傷者2名以上若しくは損害見積額1,000万円以上)は、火災・爆発が4件、流出が2件である。

イ. 停電の発生

東京電力(株)における停電の発生状況は、表9.21-11に示すとおりである。東日本大震災前の平成17年度から平成21年度までの5年間では、一需要家当たりの年間停電回数は、0.06～0.14、一需要家当たりの年間停電時間は、3～5分であった。

表 9.21-11 停電の発生状況

項目		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
年間停電回数 (回/一需要家)	事故停電	0.05	0.13	0.05	0.12	0.05	0.33
	作業停電	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	1.86
	合計	0.06	0.14	0.07	0.13	0.06	2.19
年間停電時間 (分/一需要家)	事故停電	2	3	4	3	2	152
	作業停電	1	1	1	1	1	265
	合計	3	4	5	4	4	417

出典：「電気事業60年の統計」(電気事業連合会)

<http://www.fepc.or.jp/library/data/60tokei/index.html>

東日本大震災による停電の状況は、図9.21-2、図9.21-3及び表9.21-12に示すとおりである。

東京電力(株)の供給エリアでは、最大910万kW(約405万軒)の供給支障が発生した。停電箇所への送電は、当日夜より順次、開始され、発災から24時間後には85%程度が復旧した。

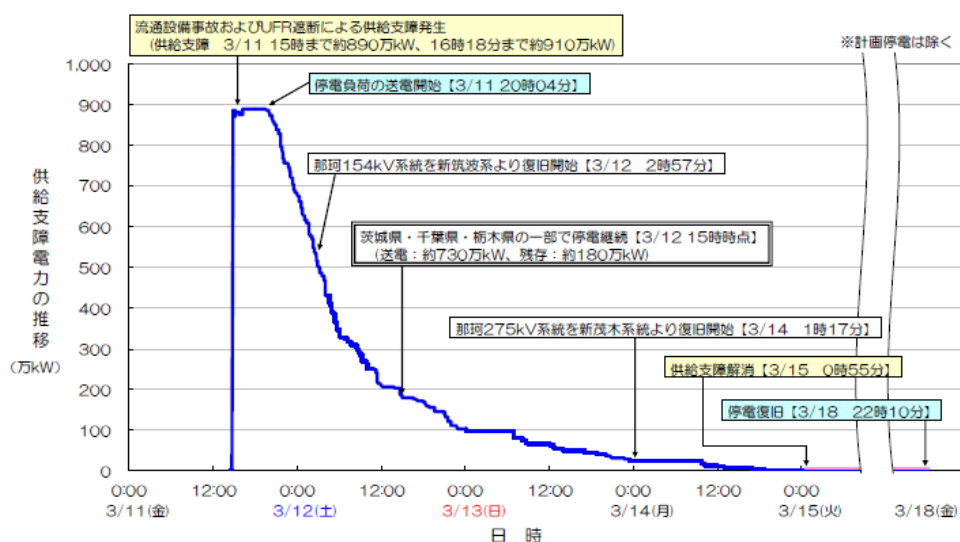
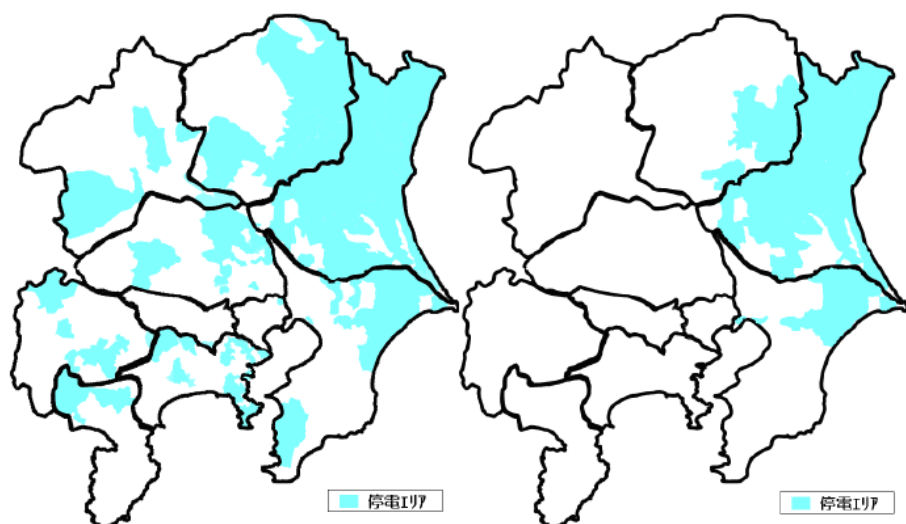


図9.21-2 東日本大震災による東京電力(株)エリアにおける停電の推移

出典：「東北地方太平洋沖地震に伴う電気設備の停電復旧記録」(平成25年3月 東京電力(株))



注) 停電エリア図には、配電線事故による停電は含まれていない。

出典：「東北地方太平洋沖地震に伴う電気設備の停電復旧記録」(平成25年3月 東京電力(株))

図9. 21-3 東日本大震災発生直後の停電エリア（左）と24時間後（3月12日15時）の停電エリア（右）

表9. 21-12 東日本大震災後並びに発生24時間後における都県別停電軒数

都県名	停電軒数	
	3/11 16:30現在	3/12 15:00現在
栃木県	56.8万軒	3.0万軒
群馬県※1	23.4万軒	—
茨城県	87.0万軒	53.7万軒
埼玉県	34.5万軒	—
千葉県	35.3万軒	3.6万軒
東京都	12.0万軒	—
神奈川県	129.2万軒	—
山梨県	14.6万軒	—
静岡県※2	11.8万軒	—
合 計	404.6万軒	60.3万軒

注1) 群馬県には、長野県の一部（27軒）を含む。

2) 静岡県は、富士川以東の東京電力(株) 供給エリア。

出典：「東北地方太平洋沖地震に伴う電気設備の停電復旧記録」(平成25年3月 東京電力(株))

7) バリアフリー化の状況

ア. 会場内におけるバリアフリー化

ロンドンオリンピック（メイン会場）におけるバリアフリー化の状況は、表 9. 21-13 に示すとおりである。

身体障害者、視聴覚障害者、乳児同伴者への配慮がみられる。

表 9. 21-13 バリアフリー化の状況（ロンドンオリンピックメイン会場）

施設名称	規模・用途	竣工年度	主な取組み内容
ロンドンオリンピックメイン会場 (イギリス・ロンドン東部)	スタジアム、水泳競技場、アリーナほか	2012 年	・肢体不自由、視覚障害者は訓練を受けたボランティアスタッフのサポートを受けられる。 ・電動バギー、電動スクーター、車椅子が利用可能。予約も可能。 ・地元地域の障がい者を対象に、各種のスポーツに挑戦できるプロジェクトを実施している。 ・障がい者への意識を変えるため、National Paralympic Day という障がい者と家族のフェスティバルを開催する。

出典：ロンドンオリンピックメイン会場：「Accessibility Map」 Queen Elizabeth Olympic Park (London Legacy Development Corporation)

イ. 公共交通機関から施設へのバリアフリー化

本計画における最寄りの鉄道駅からのアクセス経路の状況は、表9.21-14及び図9.21-4(1)～(5)に示すとおりである。

最寄りの鉄道駅から会場までの歩行者経路については、ほとんどがマウントアップ、ガードレール等の安全施設との組合せにより、車道と分離されており、主要な交差点には横断歩道及び信号機が設置されている。

横断歩道端では視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）が設置されており、旧日本青年館前の交差点で音響用押しボタン付きの信号機が設置されている他、信濃町駅前交差点の横断歩道の一部では、音響用押しボタン付きの信号機に加えて視覚障害者誘導用道路横断帯（エスコートゾーン）が設置されている（平成27年3月時点）。

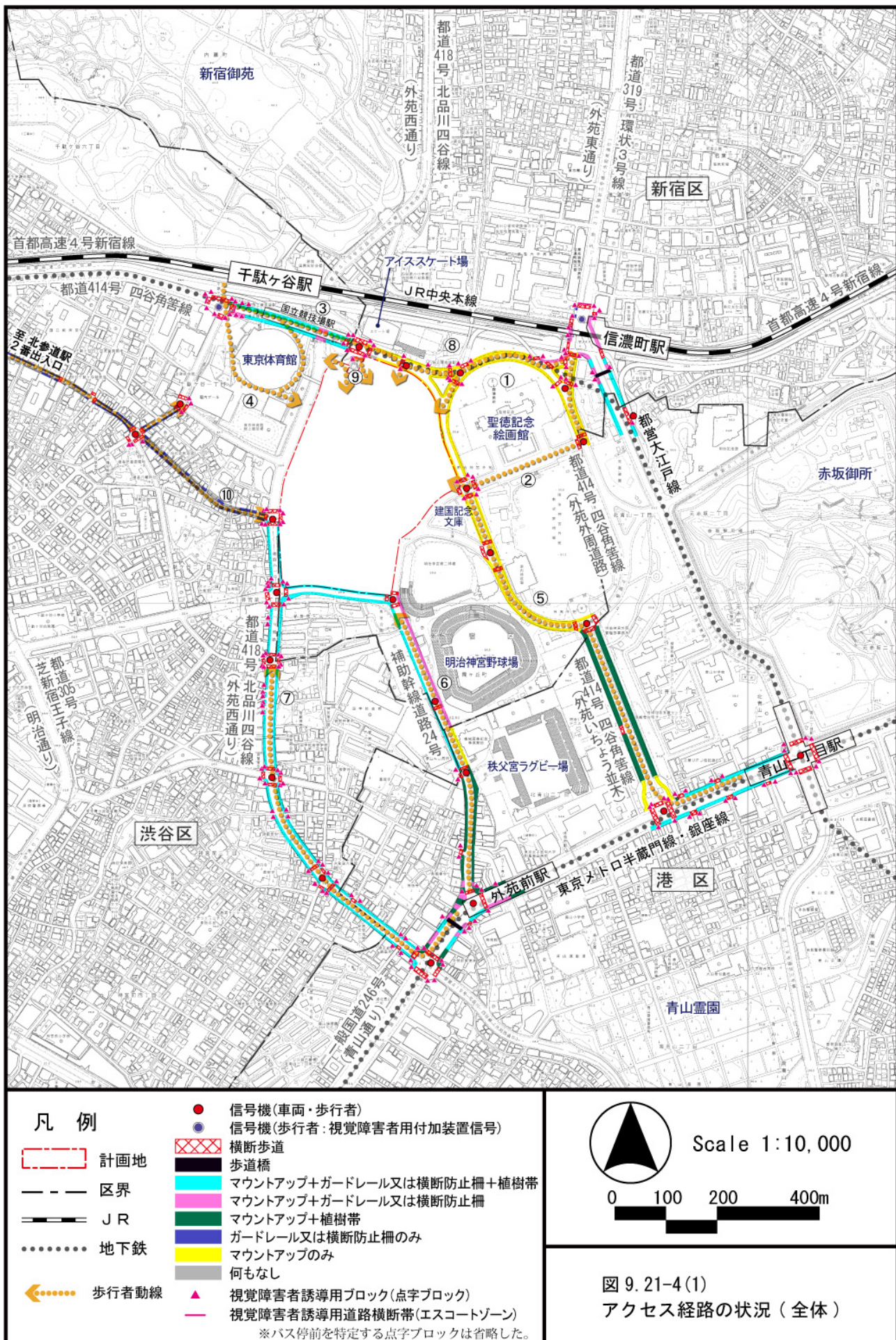
歩行者動線のほとんどの区間はほぼ平坦な区間であるが、外苑前駅や北参道駅から計画地に至る区間は傾斜のある区間となっている。

表 9.21-14 アクセス経路の状況（平成27年3月時点）

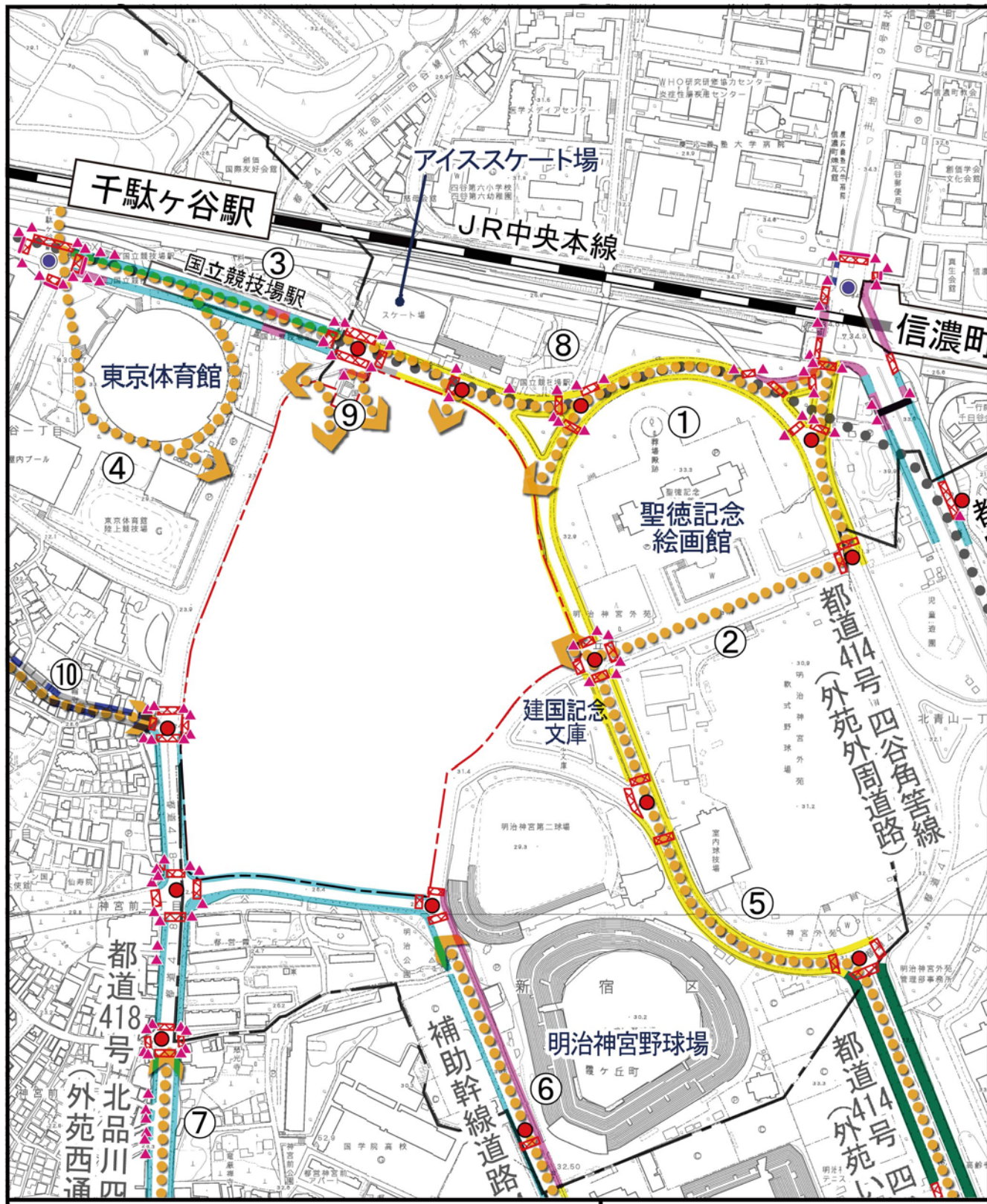
路線名	駅名	出口	アクセス経路	距離	調査結果	
					共通事項	特出事項
JR 中央本線	信濃町駅	—	①国立競技場（千駄谷門）	約 520m	[主要な交差点] ・マウントアップ、ガードレール等あり ・信号機あり	・音響用押しボタン付きの信号機あり ・視覚障害者誘導用道路横断帯（エスコートゾーン）あり ・ほぼ平坦
		—	②国立競技場（青山門）	約 650m		・ほぼ平坦
	千駄ヶ谷駅	—	③国立競技場（千駄谷門）	約 450m		・ほぼ平坦
		—	④国立競技場（西側）	約 390m		
東京メトロ半蔵門線 東京メトロ銀座線 都営大江戸線	青山一丁目駅	1 番	⑤国立競技場（代々木門）	約 1.1km	[横断歩道端] ・視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）あり	・ほぼ平坦
東京メトロ銀座線	外苑前駅	3 番	⑥明治公園（霞岳広場）	約 850m	※詳細は、図9.21-4 参照。	・音響用押しボタン付きの信号機あり ・傾斜あり
			⑦明治公園（霞岳広場）	約 1.0km		・傾斜あり
都営大江戸線	国立競技場駅	A1	⑧国立競技場（千駄谷門）	約 70m		・ほぼ平坦
		A2	⑨国立競技場（千駄谷門）	約 110m		
東京メトロ副都心線	北参道駅	2 番	⑩国立競技場（代々木門）	約 950m		・傾斜あり

注 1) アクセス経路の番号は、図 9.21-4 の歩行者動線に対応する。

2) マウントアップとは、高さが 15cm 程度で、歩道の縁石と歩道面の高さが同じものを示す。



注) 図中の歩行者動線は、東京都が想定した動線を示す。



凡 例

	計画地		信号機(車両・歩行者)
	区界		信号機(歩行者: 視覚障害者用付加装置信号)
	J R		横断歩道
	地下鉄		歩道橋
	歩行者動線		マウントアップ+ガードレール又は横断防止柵+植樹帯
			マウントアップ+ガードレール又は横断防止柵
			マウントアップ+植樹帯
			ガードレール又は横断防止柵のみ
			マウントアップのみ
			何ものなし
			視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)
			視覚障害者誘導用道路横断帯(エスコートゾーン)

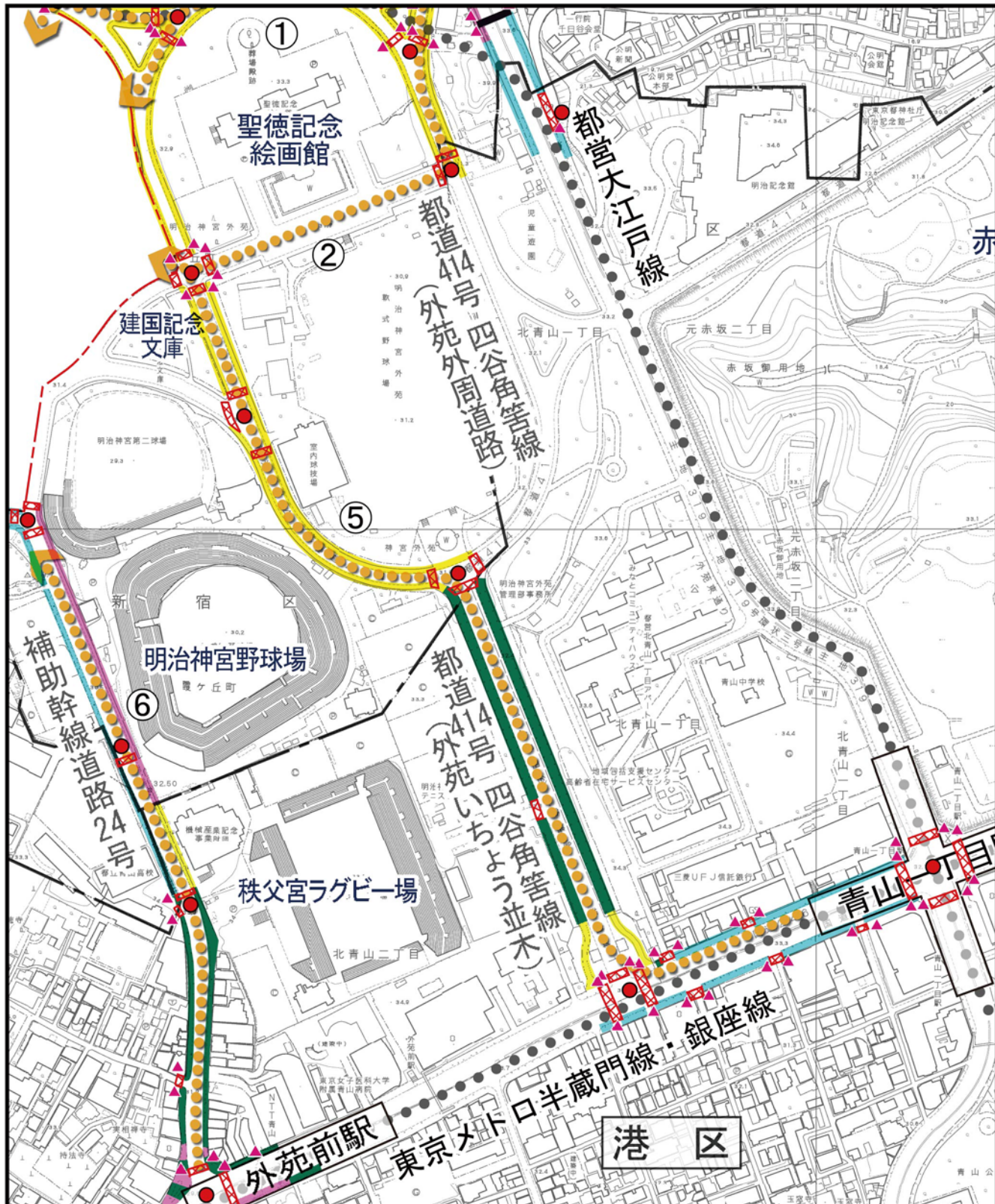
※バス停前を特定する点字ブロックは省略した。

Scale 1:5,000

0 50 100 200m

図9.21-4(2)
アクセス経路の状況
(アクセス経路①～④、⑧、⑨)

注) 図中の歩行者動線は、東京都が想定した動線を示す。



凡 例

計画地	信号機(車両・歩行者)
区界	信号機(歩行者: 視覚障害者用付加装置信号)
J R	横断歩道
地下鉄	歩道橋
歩行者動線	マウントアップ+ガードレール又は横断防止柵+植樹帯
	マウントアップ+ガードレール又は横断防止柵
	マウントアップ+植樹帯
	ガードレール又は横断防止柵のみ
	マウントアップのみ
	何ものなし
	視覚障害者誘導用ブロック(点字ブロック)
	視覚障害者誘導用道路横断帯(エスコートゾーン)

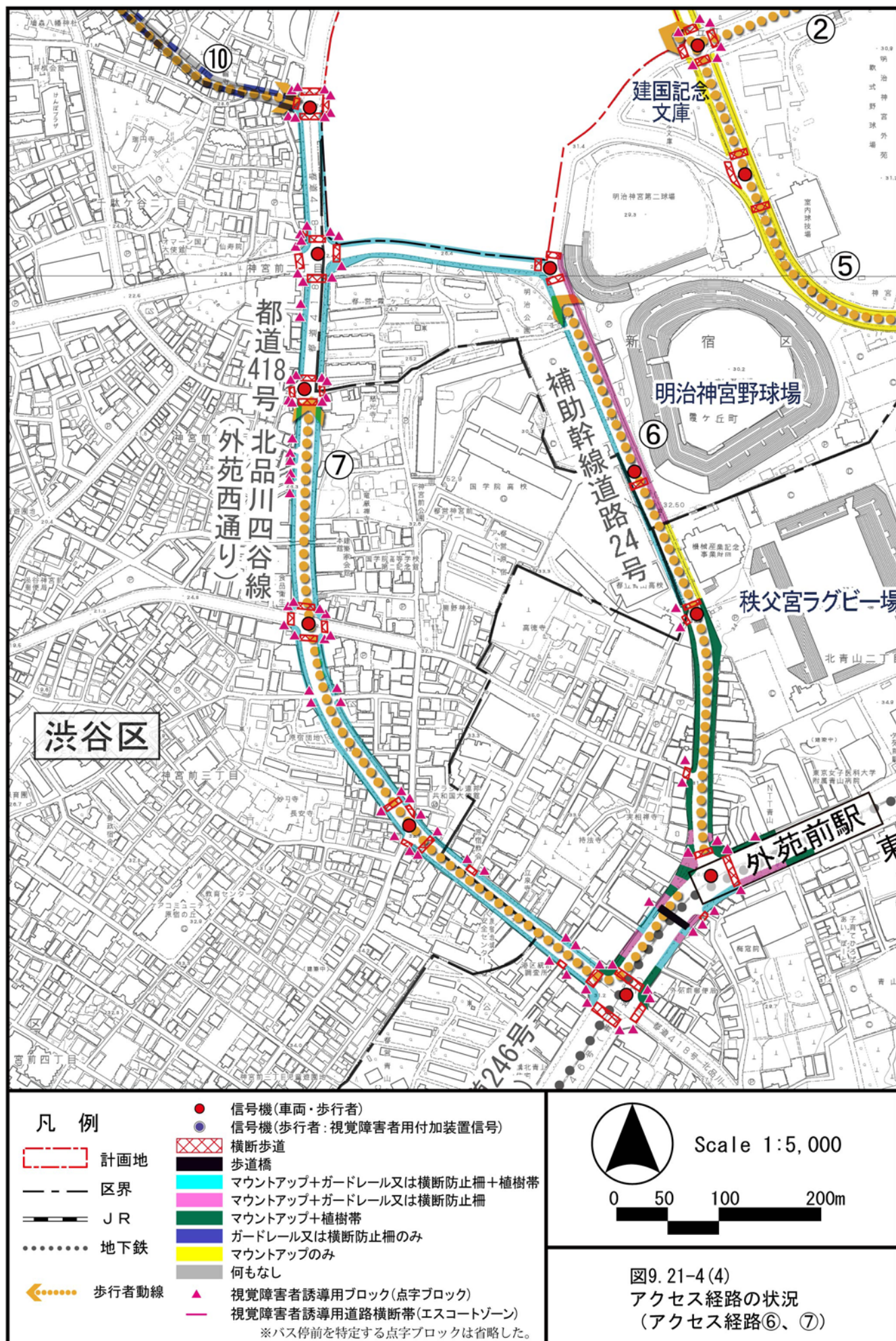
※バス停前を特定する点字ブロックは省略した。

Scale 1:5,000

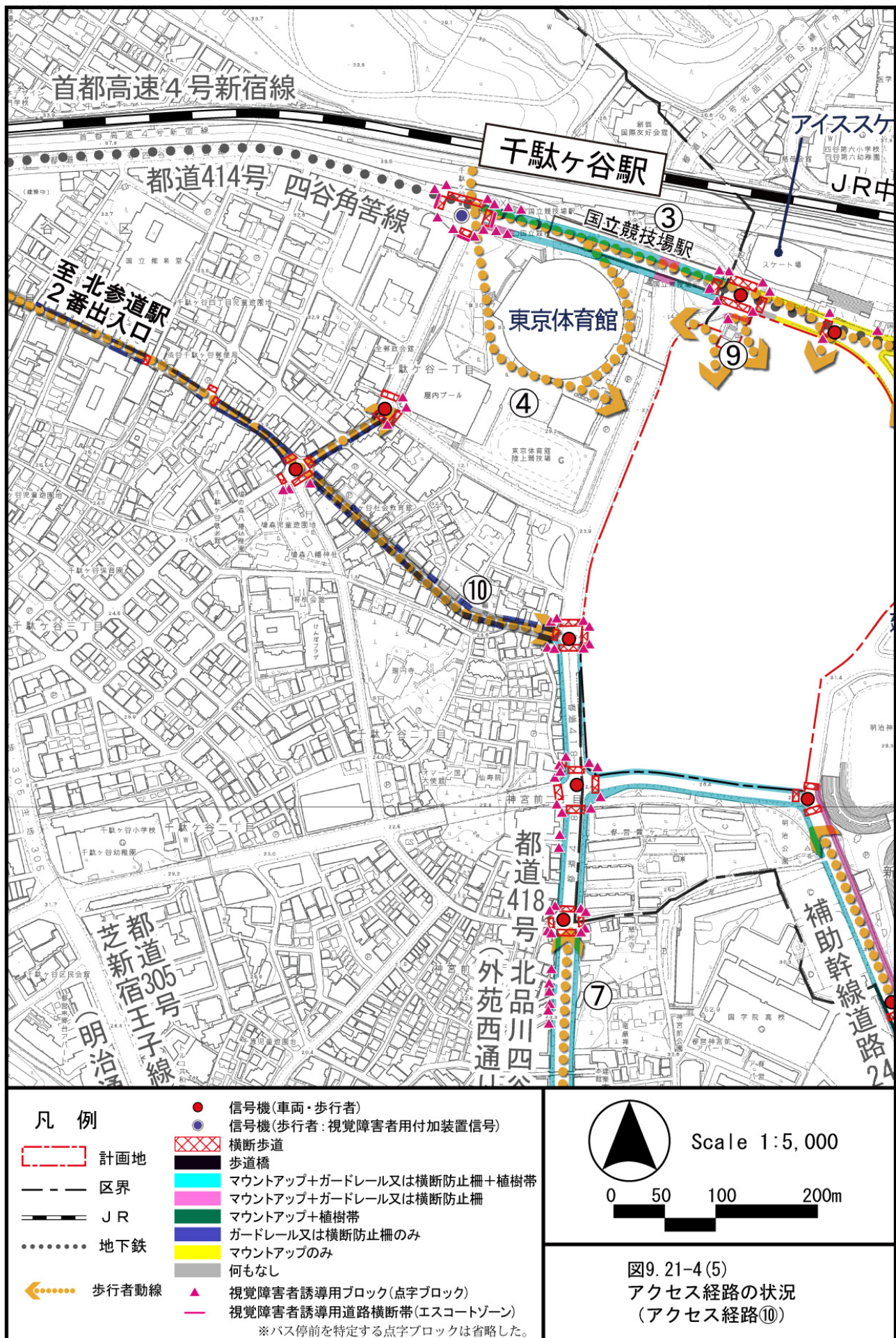
0 50 100 200m

図9.21-4(3)
アクセス経路の状況
(アクセス経路⑤)

注) 図中の歩行者動線は、東京都が想定した動線を示す。



注) 図中の歩行者動線は、東京都が想定した動線を示す。



注) 図中の歩行者動線は、東京都が想定した動線を示す。

8) 電力の供給等の状況

東京電力（株）における平成 25 年度の冬季、平成 26 年度の夏季・冬季、平成 27 年度の夏季・冬季における電力の受給状況は、表 9.21-15 に示すとおりである。

平成 25 年度冬季については、最大需要 4,943 万 kW に対して供給力が 5,234 万 kW、予備率 5.9%、平成 26 年度夏季については、最大需要 4,980 万 kW に対して供給力が 5,444 万 kW、予備率 9.3%、平成 26 年度冬季については、最大需要 4,667 万 kW に対して供給力が 5,352 万 kW、予備率 14.7%、平成 27 年度夏季については、最大需要 4,957 万 kW に対して供給力が 5,371 万 kW、予備率 8.3%、平成 27 年度冬季については、最大需要 4,450 万 kW に対して供給力が 4,837 万 kW、予備率 8.7%となっており、安定供給が確保されている。

表 9.21-15 東京電力（株）管内における需給状況（最大需要日）

項目	単位	平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度	
		冬季	夏季	冬季	夏季	冬季
最大需要日	—	2 月 14 日	8 月 5 日	2 月 5 日	8 月 7 日	1 月 18 日
供給力	万 kW	5,234	5,444	5,352	5,371	4,837
最大需要	万 kW	4,943	4,980	4,667	4,957	4,450
予備率	%	5.9	9.3	14.7	8.3	8.7

出典：「電力需給検証小委員会報告書について（概要）」（平成 26 年 4 月 資源エネルギー庁）
「電力需給検証小委員会報告書について（概要）」（平成 26 年 10 月 資源エネルギー庁）
「電力需給検証小委員会報告書について（概要）」（平成 27 年 4 月 資源エネルギー庁）
「電力需給検証小委員会報告書について（概要）」（平成 27 年 10 月 資源エネルギー庁）
「電力需給検証小委員会報告書について（概要）」（平成 28 年 4 月 資源エネルギー庁）

なお、供給区域内での供給力不足時等には、電力会社間での電力融通により、電力需給のバランスが保たれている。

平成 22 年度から平成 26 年度の 5 か年では、東北エリアから東京エリアに 9,454～27,519 百万 kWh、東京エリアから東北エリアに 3,891～12,219 百万 kWh の電力量が通過しており、東京エリアから中部エリアへは 188～2,829 百万 kWh、中部エリアから東京エリアへは 536～2,755 百万 kWh の電力量が通過している（「電力広域的運営推進機関年次報告書-平成 27 年度版-」（平成 27 年 7 月 電力広域的運営推進機関）より）。

9) 法令等の基準等

安全に関する法令等については、表 9.21-16(1)～(6)に示すとおりである。

表 9.21-16(1) 安全に係る関係法令等

法令・条例等	責務等
消防法 (昭和 23 年法律第 186 号)	第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。 第十条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。
高压ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号)	(目的) 第一条 この法律は、高压ガスによる災害を防止するため、高压ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、民間事業者及び高压ガス保安協会による高压ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、もって公共の安全を確保することを目的とする。 (貯蔵) 第十五条 高压ガスの貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところから従って貯蔵する高压ガス若しくは液化石油ガス法第六条 の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号 の貯蔵施設において貯蔵する液化石油ガス法第二条第一項 の液化石油ガス又は経済産業省令で定める容積以下の高压ガスについては、この限りでない。 (貯蔵所) 第十六条 容積三百立方メートル（当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあっては、当該政令で定めるガスの種類ごとに三百立方メートルを超える政令で定める値）以上の高压ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所（以下「第一種貯蔵所」という。）においてしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところから従って高压ガスを貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第六条 の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項 の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号 の貯蔵施設において液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。 (危害予防規程) 第二十六条 第一種製造者は、経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
火薬類取締法 (昭和 25 年法律第 149 号)	(この法律の目的) 第一条 この法律は、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。 (貯蔵) 第十一条 火薬類の貯蔵は、火薬庫においてしなければならない。但し、経済産業省令で定める数量以下の火薬類については、この限りでない。 (危害予防規程) 第二十八条 製造業者は、災害の発生を防止するため、保安の確保のための組織及び方法その他経済産業省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するとき（第十条第一項ただし書の軽微な変更の工事に伴い必要となる場合を除く。）も同様とする。

表 9. 21-16 (2) 安全に係る関係法令等

法令・条例等	責務等
毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号)	(目的) 第一条 この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。 (禁止規定) 第三条 毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造してはならない。 2 毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で輸入してはならない。 3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。但し、毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が、その製造し、又は輸入した毒物又は劇物を、他の毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「毒物劇物営業者」という。）に販売し、授与し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列するときは、この限りでない。
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 (昭和 32 年法律第 167 号)	(目的) 第一条 この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのっとり、放射性同位元素の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によつて汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。 (使用の許可の基準) 第六条 原子力規制委員会は、第三条第一項本文の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。 一 使用施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。 二 貯蔵施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。 三 廃棄施設の位置、構造及び設備が原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること。 四 その他放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物による放射線障害のおそれがないこと。 (使用施設等の基準適合義務) 第十三条 許可使用者は、その使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第六条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 2 届出使用者は、その貯蔵施設の位置、構造及び設備を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 3 許可廃棄業者は、その廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備を第七条第一号から第三号までの技術上の基準に適合するように維持しなければならない。 (保管の基準等) 第十六条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物を保管する場合においては、原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。 3 届出販売業者又は届出賃貸業者は、放射性同位元素又は放射性汚染物の保管については、許可届出使用者に委託しなければならない。

表 9.21-16(3) 安全に係る関係法令等

法令・条例等	責務等
災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号)	(目的) 第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。 (住民等の責務) 第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。 2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 18 年法律第 91 号)	(目的) 第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。 (特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等) 第十四条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。 5 建築主等（第一項から第三項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第十七条第三項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (特定建築物の建築主等の努力義務等) 第十六条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第一項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

表 9.21-16(4) 安全に係る関係法令等

法令・条例等	責務等
火災予防条例 (昭和 37 年東京都 条例第 65 号)	(目的) 第一条 この条例は、東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四の規定により消防事務を東京都に委託した地方公共団体の区域における消防法(昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。)の規定に基づく火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、住宅用火災警報器の設置及び維持に関する基準等、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等、消防用設備等の技術上の基準の付加並びに火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。 (指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの遵守事項) 第三十条 法第九条の四第一項の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号。以下「危険物政令」という。)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、指定数量の五分の一未満の第四類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、この限りでない。 一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、防火上安全な場所で行うこと。 三 危険物の容器は、当該危険物の性質に応じた安全な材質のものとし、かつ、容易に破損し、又は栓等が離脱しないものであること。 四 危険物を収納した容器を貯蔵する場合は、地震動等による災害の発生を防止するため、次に掲げる方法により行うこと。 イ 戸棚、棚等は、容易に傾斜し、転倒し、又は落下しないよう固定すること。 ロ 容器の転倒、転落又は破損を防止するため、有効な柵、滑り止め等を設けること。 ハ 他の物品が容易に落下するおそれのない場所に貯蔵すること。 ニ 接触又は混合により発火するおそれのある危険物又は物品は、相互に接近して置かないこと。 (少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準) 第三十一条 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物(以下「少量危険物」という。)を貯蔵し、又は取り扱う場所(以下「少量危険物貯蔵取扱所」という。)において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、前条に定めるもののほか、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。 三 危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設若しくは設備、機械器具、容器等を検査し、又は修理する場合は、危険物を完全に除去する等火災予防上安全な措置を講じた後に行うこと。 四 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。 イ 固体の危険物にあっては危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号。以下「危険物規則」という。)別表第三、液体の危険物にあっては危険物規則別表第三の二の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上の強度を有すると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。ただし、少量危険物貯蔵取扱所が存する敷地と同一の敷地内において、危険物を取り扱うため、内装容器等以外の容器に収納し、又は詰め替える場合において、当該容器による取扱いが火災予防上安全であると認められるときは、この限りでない。

表 9.21-16(5) 安全に係る関係法令等

法令・条例等	責務等
高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 (平成 15 年東京都 条例第 155 号)	(趣旨) 第 1 条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 14 条第 3 項の規定により、特別特定建築物に追加する 特定建築物その他必要な事項を定めるものとする。 (特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等) 第 14 条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。 4 前 3 項の規定は、建築基準法第 6 条第 1 項に規定する建築基準関係規定とみなす。 5 建築主等（第 1 項から第 3 項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第 17 条第 3 項第 1 号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (特定建築物の建築主等の努力義務等) 第 16 条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第 1 項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

表 9.21-16(6) 安全に係る関係法令等

法令・条例等	責務等
東京都福祉のまちづくり 条例 (平成7年東京都 条例第33号)	(目的) 第1条 この条例は、福祉のまちづくりに関し、東京都（以下「都」という。）、事業者及び都民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者並びに都民が相互に協働して福祉のまちづくりを推進し、もって高齢者や障害者を含めたすべての人（高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なるすべての人をいう。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的とする。 (事業者の責務) 第4条 事業者は、その事業活動に関し、その所有し、又は管理する施設及び物品並びに提供するサービスについて、自ら福祉のまちづくりに努めるとともに、他の事業者と協力して福祉のまちづくりを推進する責務を有する。 2 事業者は、都がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。 3 事業者は、その事業の実施に当たり、高齢者や障害者を含めたすべての人の施設、物品又はサービスの円滑な利用を妨げないよう努めなければならない。 (情報の共有化のための取組) 第13条 事業者は、高齢者や障害者を含めたすべての人が、その所有し、又は管理する施設、物品若しくはサービスを円滑に利用するために必要かつ有益な情報（以下「必要とされる情報」という。）を適時に、かつ、適切に入手できるようにするため、必要とされる情報を自ら把握し、適切に提供するほか、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 (整備基準への適合努力義務) 第14条 都市施設を所有し、又は管理する者（以下「施設所有者等」という。）は、当該都市施設を整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。 2 整備基準は、次に掲げる事項について、都市施設の種類及び規模に応じて定めるものとする。 - 一 出入口の構造に関する事項 - 二 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項 - 三 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項 - 四 案内標示及び視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する事項 - 五 歩道及び公園の園路の構造に関する事項 - 六 前各号に掲げるもののほか、都市施設を円滑に利用できるようにするために必要な基幹的事項 3 施設所有者等は、高齢者、障害者を含めたすべての人が円滑に施設間を移動することができるようにするため、他の施設所有者等との連携を図り、自ら所有し、又は管理する都市施設とその周辺の都市施設とを一体的に整備するよう努めなければならない。 (整備基準の遵守) 第17条 都市施設で規則で定める種類及び規模のもの（以下「特定都市施設」という。）の新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更（用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「特定整備主」という。）は、整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものを遵守するための措置を講じなければならない。 2 特定都市施設を所有し、又は管理する者（第20条第1項に規定する既存特定都市施設所有者等を除く。）は、前項に規定する基準を遵守しなければならない。

10) 東京都等の計画等の状況

安全に関する計画等については、表 9.21-17(1)～(3)に示すとおりである。

表 9.21-17(1) 安全に係る計画等

関係計画等	目標・施策等
東京都長期ビジョン (平成 26 年 12 月 東京都)	○目指すべき将来像 「世界一の都市・東京」の実現 ○基本目標Ⅰ「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」 都市戦略 1 成熟都市・東京の強みを生かした大会の成功 (政策指針 2) 1: 2020 年大会も見据えた交通機関や公共空間のバリアフリー化の推進 2: 情報バリアフリーや思いやりの心の醸成などソフト面の取組の推進 (政策指針 3) 1: 外国人の快適な東京滞在を実現するあらゆる場面で多言語対応の充実 都市戦略 2 高度に発達した利用者本位の都市インフラを備えた都市の実現 (政策指針 6) 1: 誰もが安心して快適に利用できる交通を実現 3: 東京の魅力を更に高める新たな交通政策の展開 都市戦略 3 日本人のこころと東京の魅力の発信 ○基本目標Ⅱ「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」 都市戦略 4 安全・安心な都市の実現 都市戦略 5 福祉先進都市の実現 都市戦略 6 世界をリードするグローバル都市の実現 都市戦略 7 豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現 都市戦略 8 多摩・島しょの振興
東京都地域防災計画 (東京都防災会議)	○目的 災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、東京都防災会議が策定。都、区市町村等の防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、都の地域における地震災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。 ○方針 ①震災編: 4 パターンの大規模地震を想定し、震災被害、津波被害等について想定する。 ②風水害編: 近年多発する都市型水害による浸水被害、大河川の氾濫、台風による高潮被害等を想定する。 ③火山編: 伊豆諸島等島嶼部での火山災害について対応策を検討し、また当面の発生確率は低いとしつつも富士山または他の火山の噴火による降灰被害も想定する。 ④大規模事故編: 大規模な災害は通常の事故と異なる大規模火災・爆発・車両の大規模な衝突事故、あるいは小規模なテロによる災害などを想定する。 ⑤原子力災害編: 東京都内には原子力施設が存在せず、他県の原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に都の地域は含まれないことから、都民の避難等については不要としつつ、都民の不安の払拭と混乱の防止を主要な課題としている。
東京都福祉のまちづくり 推進計画(平成 26 年度～ 平成 30 年度) (平成 26 年 3 月 東京都)	ユニバーサルデザインの理念に基づいてハード・ソフト一体的な取組みを推進するため、福祉のまちづくり条例にもとづく基本計画として策定された。平成 21 年 4 月に策定されたものの継続計画。 ○内容 ・円滑な移動・施設利用のためのバリアフリー化の推進 ・公共交通 ・建築物 ・道路・公園等 ・面的なバリアフリー整備 ・駅前放置自転車対策 ・地域での自立した生活の基盤となるバリアフリー住宅の整備 ・様々な障害特性や外国人等にも配慮した情報バリアフリーの充実 ・災害時・緊急時の備えなど安全・安心のまちづくり ・心のバリアフリーに向けた普及啓発の強化と社会参加への支援
福祉のまちづくりをすす めるためのユニバーサル デザインガイドライン (平成 18 年 1 月 東京都)	ユニバーサルデザインを生かした施設整備を図るために必要となる 5 つの視点を示し、日常生活に密着している 6 つの整備箇所を取り上げ、それぞれの施設整備における留意点を示している。 ○内容 ・「敷地内通路・駐車場」「出入口」「廊下・階段・エレベーター」「トイレ」「子育て支援環境」「公園」の施設ごとに「東京都福祉のまちづくり条例整備基準」の適合と、ユニバーサルデザイン度のチェックシートがある。 ・ユニバーサルデザイン度は「公平」「簡単」「安全」「機能」「快適」の視点で評価する方式。 ・そのほか、移動円滑化のための情報提供のユニバーサルデザインガイドラインがある。

表 9.21-17(2) 安全に係る計画等

関係計画等	目標・施策等
Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン（ハード編）暫定基準（平成 28 年 1 月 東京 2020 組織委員会）	○「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」とは 国際パラリンピック委員会（以下、IPC）が定める「IPC アクセシビリティガイド」と国内関係法令等に基づき、東京 2020 両大会の各会場のアクセシビリティに配慮が必要なエリアと、そこへの動線となるアクセシブルルート、輸送手段、組織委員会による情報発信・表示サイン等のバリアフリー基準ならびに関係者の接遇トレーニング等に活用する指針。 ○暫定基準の設定およびその適用の考え方 推奨基準：「東京都条例等による望ましい整備」および「IPC アクセシビリティガイド記載のベストプラクティス」の水準を総合的に勘案し策定。 →新設の会場、主要駅等のアクセシブルルートとして大会等に適用する範囲において、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す。 標準基準：「IPC ガイドの遵守基準」、「国の推奨基準」、「国の遵守基準を上回る東京都条例等の整備標準（遵守基準/努力基準）」のうち、相対的に高いものを総合的に勘案し策定。 →既存の会場、多くのアクセシブルルートとして大会時に適用する範囲において、大会後の利用ニーズ等を勘案し、仮設対応を含めて、可能な限り実現を目指す。 ※ただし例外的に、構造上の理由等によって、やむを得ず標準基準を満たせない施設を利用せざるを得ない場合には、少なくとも現行法令に基づく「国の遵守基準」は満たすこととする。
東京都道路バリアフリー推進計画（平成 28 年 3 月 東京都）	本計画では、高齢者や障害者を含めた誰もが安全で円滑に移動できる環境の確保を目的とし、東京 2020 大会開催までに、競技会場や観光施設周辺の都道のバリアフリー化を完了させるとともに、これまで対象としてきた駅、生活関連施設を結ぶ道路において、新たに文化施設やスポーツ施設周辺等の道路も加え、都道のバリアフリー化を推進していく。 ○整備方針 ・東京 2020 大会に向けた重点整備 ・緊急時における対策 ・日常生活におけるバリアフリー環境の整備 ○優先整備路線 今後は、整備方針を踏まえ、特定道路及び想定特定道路以外の都道のうち、①競技会場周辺道路、②観光施設周辺道路、③避難道路、④駅、生活関連施設を結ぶ道路を優先整備路線に設定し、都道のバリアフリー化を推進していく。 ○整備内容 ・段差の解消 ・勾配の改善 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置 ・歩道の連続化 ・歩道の平坦性の確保 ○整備計画 ① 競技会場周辺道路 競技会場周辺道路については、東京2020 大会開催（平成32 年）の前年に、東京2020 大会テストイベントの開催が予定されているため、開催前の平成30年度を目標年次とする。 ② 観光施設周辺道路 観光施設周辺道路については、東京2020 大会による観光客の増加を考慮し、東京2020 大会開催前の平成31 年度を目標年次とする。 ③ 避難道路 避難道路については、逼迫する首都直下地震に対応するため、緊急時における避難誘導の強化として、速やかにバリアフリー化の整備を進める必要がある。特に、東京2020 大会開催時には、国内外から多くの人が東京を訪れることが予測されるため、東京2020 大会開催前の平成31 年度を目標年次とする。 ④ 駅、生活関連施設を結ぶ道路 駅、生活関連施設を結ぶ道路については、東京都長期ビジョンの目標年次に合わせるとともに、都民のおよそ 4 人に 1 人が高齢者となる平成37 年を念頭に平成36 年度を目標年次とする。
新宿区地域防災計画（平成 26 年度修正）（平成 26 年 12 月 新宿区防災会議）	○減災目標 ・死者を約 6 割減少させる ・避難者を約 4 割減少させる ・建築物の全壊・焼失棟数を約 6 割減少させる ○主な対策 ・新宿区耐震改修促進計画に基づく民間建築物耐震促進事業 ・家具類の転倒・落下・移動防止対策 ・救出・救護体制の強化 ・防災まちづくり対策 ・消防力の充実・強化 ・区民や事業所の火災対応力の強化 ・情報伝達体制の充実

表 9.21-17(3) 安全に係る計画等

関係計画等	目標・施策等
渋谷区地域防災計画（平成 25 年修正） （平成 25 年渋谷区防災会議）	○震災対策編、風水害対策編 減災目標 ・震災による死者を平成 30 年度までに 40%減(253 人⇒152 人)、平成 35 年度までに 60%減(253 人⇒101 人)にする。 ・震災による避難生活者を、平成 35 年度までに 40%減（42,402 人⇒25,441 人）とする。 対策 ・家屋倒壊対策 ① 災害時要援護者対策の推進 ② 地域協働による耐震化促進、救出・救護体制の充実 ・火災対策 ① 災害時要援護者対策の推進 ② 地域協働による耐震化促進、救出・救護体制の充実 ③ 地域への軽可搬ポンプ・スタンドパイプ配備の推進による初期消火力の強化 ④ 延焼火災時の避難誘導の啓発、訓練の充実 ⑤ 自主防災組織の育成、研修実施 ・家屋倒壊や火災による避難生活者を減らすための対策 ① 地域への軽可搬ポンプ・スタンドパイプ配備の推進による初期消火力の強化 ② 災害時要援護者対策の推進 ③ 地域協働による耐震化促進、救出・救護体制の充実 ④ 自主防災組織の育成、研修実施 ・ライフライン被害による避難生活者を減らすための対策 ① マイコンメーター（ガスメーター）の復帰方法の周知啓発 ② 自宅被災者用の食料、飲料等の備蓄 ③ 家庭内備蓄の啓発、斡旋、訓練の推進 ④ 中高層住宅の備蓄場所の確保、備蓄啓発等の推進 ○火山対策計画 基本方針 ・気象庁から火山災害現象に関する情報を迅速かつ的確に収集し、関係機関及び区民に伝達する。 ・火山活動が長期化した場合は、その活動状況に応じた対策を実施する。 ・都、国等の協力のもと、火山災害の状況に応じ、適切な安全対策を講じる。 ○原子力災害対策計画 原子力災害における区の対応 ・災害情報の収集 ・放射線量等の測定 ・区民への情報連絡体制 ・除染 ・災害対策本部の設置と避難勧告・指示
港区地域防災計画（平成 24 年修正） （平成 24 年港区防災会議）	○減災目標 ・住宅倒壊や火災等による死者の減 200 人(東京都の被害想定における港区の数値) → 80 人（6 割減） ・住宅倒壊や火災等による避難者の減 51,313 人(東京都の被害想定における港区の数値) → 30,788 人（4 割減） ・建築物の全壊・焼失棟数の減 2,410 棟(東京都の被害想定における港区の数値) → 964 棟（6 割減） ○計画の方向性 ・災害に強い街づくりを推進する ・人のつながりにより地域防災力を向上させる ・被災者の生活を早期に回復させる

9.21.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、以下に示すとおりとした。

- 1) 危険物施設等からの安全性の確保の程度
- 2) 移動の安全のためのバリアフリー化の程度
- 3) 電力供給の安定度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、施設の側面から捉えた地域としての安全性の確保が必要な期間とし、東京 2020 大会の大会開催前、大会開催中、大会開催後の全期間のうち、大会開催前、大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

- 1) 危険物施設等からの安全性の確保の程度

予測手法は、危険物施設等の規模、位置、分布状況と東京 2020 大会の大会実施計画とを比較（重ね合わせなど）する方法によった。

- 2) 移動の安全のためのバリアフリー化の程度

予測手法は、施行計画等から推定する方法によった。

- 3) 電力供給の安定度

予測手法は、施行計画等から推定する方法によった。

(5) 予測結果

- 1) 危険物施設等からの安全性の確保の程度

現況調査結果より、計画地及びその周辺の新宿区及び渋谷区、隣接する港区には、危険物施設、高圧ガス製造者、貯蔵所、液化石油ガスの製造事業所、販売事業所、毒物劇物営業者、要届出業者、非届出業者、放射線等使用施設が存在する。計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から 450m 程度（南）の距離に位置している。

また、「東京都地域防災計画」によって危険物施設等の種類別に監視体制が明確に定められている他、計画地の位置する明治神宮外苑は、避難場所にも指定されている。

予測の対象時点においては、現状通り、安全性の確保のため、法令等に基づく危険物施設等に係る規制がなされる他、関係機関による立入検査等の監視体制が継続される。

なお、計画建築物では、非常用発電機用の燃料として A 重油を使用する計画で、13,000L のタンクを設置する計画としているが、このタンクは地下埋設型とするため、安全性は高いものと考えられる。

したがって、危険物施設等からの安全性は確保されると予測する。

- 2) 移動の安全のためのバリアフリー化の程度

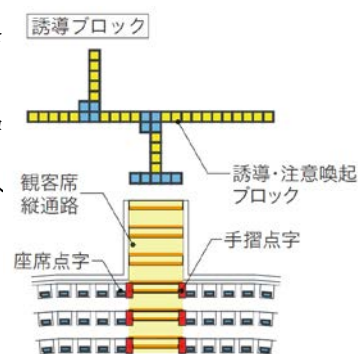
計画建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、東京都福祉のまちづくり条例及び Tokyo2020 アクセ

シビリティ・ガイドライン暫定基準に基づき、表 9.21-18(1)～(3)に示すとおり、施設内のバリアフリー化を図る計画としている。

したがって、施設内の移動の安全性は確保されると予測する。

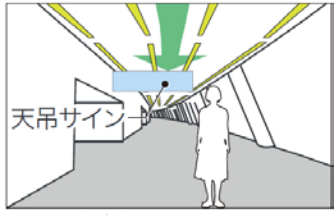
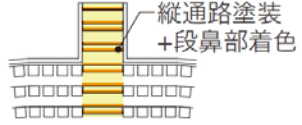
表 9.21-18(1) 計画建築物のユニバーサルデザインの計画

項目	新国立競技場のユニバーサルデザインの計画（主な内容）
1. 様々な利用者への配慮	1. 安全にアクセスができるスタジアム計画 2. 安全でフラットな水平移動を実現 3. 目的地まで円滑に移動できるシンプルな平面移動
2. 車いす利用者への配慮	1. どこからでも観戦可能な車いす席配置計画 ・全ての車いす席へエレベーターでのアクセスが可能である。アリーナイベント時においては、南北のエレベーターを使って安全にフィールドへアクセスできる計画とする。 ・同伴者席によって車いす席が分断されず、2 席が隣り合う座席計画とする。 2. パラリンピック競技大会への移行性に優れた車いす席計画 ・車いす席約 450 席分を常設で確保することで、オリンピック競技大会以降も車いす使用者が利用しやすい計画とする。 3. 感動の瞬間を分かち合えるサイトライン計画 ・眼高の設定については、眼高の低い車いす使用者（女性）のサイトラインを極力確保できるよう、建築設計標準内に参考値として示されている 105cm より低い 100cm を標準として計画する。 ・前列の人の身長については、日本人男性の平均身長 170cm に覆物厚さ 5cm を足した 175cm を想定する。サイトライン確保が一番難しい 2 層目最上段においても、視界を妨げない計画とする。 4. 安全な避難環境の実現 5. 多様な車いす用車両に対応した駐車場計画 ・B2 階に IPC 基準以上の車いす使用者用駐車場（計 22 台＞6 台）を確保することで、車いす使用者の積極的な受け入れが可能な計画とする。 ・ノンステップバスに対応できるよう、仮設乗降場を B2 階に計画する。 ・車いすリフトに対応した駐車場を B2 階に 7 台計画する。さらに、車いすリフト対応車両駐車場には、後方に十分なスペースと、安全に建物内へアクセスできる動線を確保する。 ・車いす使用者用駐車場付近にも車いす使用者用トイレを設置する。 6. あらゆるサイズの車いすでのアクセスが可能な計画 ・車いす使用者がどこからでもアクセスができるよう、すべてのゲート寸法を、ハンドル式車いすにも対応可能な、幅 90cm とする。 ・寝たきりの重度障がい者も移動可能なエレベーター（カゴ奥行寸法 200cm）を全てのエリアに設置する。※ストレッチャーで緊急搬送も可能 ・電動車いすの充電スペースを各層の車いす席近くに計画する。 7. 車いす使用者にフィットする快適な利用環境の実現 ・案内所、チケット売り場、売店のカウンターの一部をローカウンターにすることで、車いす使用者が使いやすい計画とする。 8. 乗り換え対応席の整備 9. 円滑な競技運営をサポートする配慮
3. 視覚障がい者への配慮	1. 視覚障がい者誘導設備の適切な設置によるアクセスサポート ・下記案内設備を計画し、視覚障がい者が円滑に施設を利用できるよう整備する。 ①誘導ブロック ・「外構⇒主要な出入口⇒案内所⇒コンコース（1 階コンコース一周）⇒観客席の縦通路上段」に設置 ②音声誘導装置（エレベーター・エスカレーター・トイレ入口前に設置） ③案内所インターホン（1 階外部計 3 か所設置） ④触知版（トイレの入口の見やすい場所に設置） ⑤点字（手摺点字・縦通路手摺・座席点字）



出典：「新国立競技場整備事業 技術提案書」（新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体 平成 27 年 11 月）等を基に作成

表 9.21-18(2) 計画建築物のユニバーサルデザインの計画

項目	新国立競技場のユニバーサルデザインの計画（主な内容）
3. 視覚障がい者への配慮	2. 安全な歩行空間の形成 ・方向性のある照明計画を行うことによって、弱視の方が進行方向を認識しやすい計画とする。 ・経路を視認しやすいよう、観客席の縦通路に着色を施す。さらに、段鼻部は別の色で着色することにより踏み外し・躓きを防止する。 ・ガラス部には衝突防止サインを計画することで、弱視の方を含めて衝突による怪我を防止する。 ・自動ドアに安全柵を設置することで、巻き込み事故を防止する。  方向性のある照明 3. 災害音声誘導による安全性の確保 ・観客席出入口から避難階段への誘導と、避難方向を音声で示す避難誘導灯の配置を行うことで、安全な避難環境を形成する。  縦通路塗装+段鼻部着色
4. 聴覚障がい者への配慮	1. 良好な案内環境の形成によるアクセスサポート ・総合案内所及び各階案内カウンターに筆談器を設置することにより、手話ができない方でも、案内がどこでも受けられる計画とする。 2. 集団補聴設備の分散配置による観戦サポート ・観客席にバランス良く 400 席計画する。また、磁気ループ範囲に車いす席も含めることで、車いす使用の聴覚障がい者も補聴サービスが受けられるよう計画する。 ・コンコースや観客席縦通路から見やすい位置に補聴設備対応席のサイン表記を行うとともに、対象座席に着色を施すことによって、席に円滑に到達できる計画とする。 3. 災害時における視覚警告による避難サポート ・各トイレ、休憩室、授乳室にフラッシュランプを設置する。 ・大型映像装置に警告表示を行う。
5. 知的・精神・発達障がい者等への配慮	1. 異性同伴トイレの計画 ・各階に個室トイレ（付添トイレ、車いす使用者トイレ）を設置することで、異性同伴が可能な計画とする。 2. 専用休憩室内の仕上材の選定及び防音仕様の採用 ・柔らかい壁材を選定することにより、自傷行為による怪我を防止する。 ・①防音仕様、②横たわれる床材選定、③落ち着ける調光設備を計画することで、リラックスし、落ち着かせることができる部屋（スヌーズレンルーム等）として機能するようにする。
6. 子供連れ利用者への配慮	・キッズルーム・託児室は 1 階外周部に配置することで、災害時すぐに避難できる安全な計画とする。 ・吹抜部やコンコース外周部手摺を縦横手摺で計画することで、幼児のフェンス乗り越えによる転落防止を防ぐ。 ・授乳室はトイレとは別に独立して各層バランス良く計画する。授乳ブースは 2 ブース併設を基本とし、授乳室内の混雑を解消する。 ・階段内の手摺については 2 段手摺とすることで、幼児が安全に移動できる計画とする。
7. 高齢者への配慮	1. 各層エレベーター・エスカレーターによるアクセスが可能な動線計画 ・エレベーターは 1 階から 5 階まで、エスカレーターは 1 階から 4 階まで着床可能な計画とし、移動の負担を軽減する。 2. 足腰に負担をかけない施設設備の充実 ・全ての観客席縦通路に手摺を設置する。 ・トイレブース内に L 型手摺を設置する。 ・外構には 50m 以内ごとにベンチを設置する。 ・エスカレーターは水平 3 枚ステップ、原則として傾斜角 30°、速度調整器付のものを採用する。 ・2・3・4 階コンコース、5 階「空の柱」に休憩ベンチを設置できるスペースを確保する。 3. 移動が少なく安全で使いやすいプライオリティシートを設置 ・上がり下りの少ない観客席出入口付近に高齢者を含む歩行や立ち座りがしづらい人が優先されるプライオリティシートを設置することで、日常的な足腰への負担を軽減し、かつ災害時の安全な避難を可能にする。

出典：「新国立競技場整備事業 技術提案書」（新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体 平成 27 年 11 月）等を基に作成

表 9.21-18(3) 計画建築物のユニバーサルデザインの計画

項目	新国立競技場のユニバーサルデザインの計画（主な内容）
8. 外国人利用者への配慮	1. 世界標準のピクトグラムと多言語表記 - 案内サインはピクトグラムを採用する。ピクトグラムで表現できない箇所については、多言語表記を行う。 2. 多宗教の受け入れへの配慮 - B2 階フラッシュインタビューゾーンに隣接して礼拝室にも利用可能な控室を計画することで、競技者においても多宗教に対応できる計画とする。
9. サイン計画	1. 様々な人に分かりやすいサイン計画の考え方 サイン設定対象 - 主要な動線を形成する結節点にサインを設置する。 文字サイズ・内容設定 20m 前後離れた場所からも適切に視認できる文字サイズを設定する。 - 室内表示の文字はルビ付とする。 表示高さの設定 - 持ち出しサインの高さは通行の支障にならない位置（下端高さ＝2.1m 以上）に設置する。 色彩・明度差の設定 - 日本には色覚障がい者が男性 20 人に 1 人、女性 200 人に 1 人の割合でいることから、案内サインに記号を使う等、色彩だけに頼らない計画とする。 - 色覚シミュレーターを用いて、様々な人にとって認識しやすい色彩計画とする。 - 視認性を上げるため明度スケール 5 段階以上の差を設定する。 - エレベーターボタンは周辺壁とコントラストをつけた色を採用することで弱視の方にも見やすい計画とする。
10. トイレ計画	1. トイレの動線計画 - トイレは観客の流動を円滑にするため、出入口を別々に計画し、行き止まりをつくらない計画とする。 - 洗面エリアとトイレエリアを明確に分けることで、洗面利用だけでも可能な計画とする。 2. 各利用者へのきめ細やかな配慮 ① 車いす席から近い位置に車いす使用者用トイレを計画する。2 室以上併設されるトイレは左右勝手の異なるトイレとし、利き手を選ばない計画とする。また、全ての車いす使用者用トイレは男女トイレとは独立した位置に配置し、男女共用トイレとする。 ② 多目的トイレだと親子利用者や車いす使用者などの利用が集中してしまうことから、一般トイレや付添トイレ内へ一部機能（ベビーチェア、おむつ交換台）を分散させることで、車いす使用者用トイレへの利用集中を回避する計画とする。 ③ 高齢者利用を想定し、L 型手摺、手摺付小便器、手摺付洗面カウンターを設置する。 ④ 視覚障がい者利用を想定し、付添トイレ内、車いす使用者用トイレ内、一般トイレ全ブースに JIS S0026 型を採用する。 洗浄ボタン 呼出ボタン 紙巻器 JIS S 0026 ⑤ 親子利用を想定し、一般トイレ入口から見えやすい位置に親子利用対応ブース（ベビーカー乗り入れ折戸対応、ベビーチェア、小児用便座）、出入口付近にベビーベッドを計画する。 ⑥ 上記親子利用対応ブースは車いす使用者用簡易便房（150cm×150cm）としても併用可能である。 ⑦ 託児室・キッズスペース内に乳幼児用トイレを計画する。 ⑧ 小児利用を想定し、全ての小便器を低リップ型、一部の洗面カウンターをローカウンターとする。 ⑨ オストメイト利用を想定し、入口から見えやすい位置にオストメイト対応ブース（オストメイト流し、フィッティングボード）を計画する。 ⑩ 待機列から空ブースを確認できるようフラッグサインを設置する。 ⑪ VIP、VVIP、選手用トイレ、付添トイレ、全ての車いす使用者用トイレに温水洗浄便座（便座ヒータ付）を計画する。 ⑫ 地下1階一般トイレ大便ブースエリアに可動間仕切を設置し、またトイレの表示サインを付け替えてできる仕様とすることでイベント毎の男女比変更に対応できる計画とする。

出典：「新国立競技場整備事業 技術提案書」（新国立競技場整備事業大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所共同企業体 平成 27 年 11 月）等を基に作成

最寄りの鉄道駅から会場までの歩行者経路については、現地調査結果より、ほとんどがマウンテンアップ、ガードレール等の安全施設との組合せにより、車道と分離されており、主要な交差点には横断歩道及び信号機が設置されている。

横断歩道端では視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）が設置されており、旧日本青年館前の交差点で音響用押しボタン付きの信号機が設置されている他、信濃町駅前交差点の横断歩道の一部では、音響用押しボタン付きの信号機に加えて視覚障害者誘導用道路横断帯（エスコートゾーン）が設置されている（平成 27 年 3 月時点）。

歩行者動線のほとんどの区間はほぼ平坦な区間であるが、外苑前駅や北参道駅から計画地に至る区間は傾斜のある区間となっている。

予測の対象時点における最寄りの鉄道駅から会場までの歩行者経路については、「東京都長期ビジョン」より、都としては 2020 年までに「2020 年大会開催時における観光地や競技会場周辺等の道路のバリアフリー化」が完了する計画となっており、移動の安全のためのバリアフリー化の程度は高まると予測する。

3) 電力供給の安定度

東京電力（株）管内における平成 25 年の冬季以降の電力供給は、最大需要を上回っており、安定供給が確保されている。

計画建築物の電力設備は、22kV の本線及び 22kV の予備電源（本線の変電所とは異なる変電所からも引き込む方式）にて受電し、6,000kVA の特高変圧器 2 台を設置する計画としている。

保安用発電機は 2,075kVA の 2 台とし、高圧変電設備についても、電圧種別ごとに 1 本の予備変圧器を設置する計画としている。また、非常用発電機（2,500kVA）を設置する計画としている。

したがって、電力供給の安定性は確保されると予測する。

9.21.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）、東京都福祉のまちづくり条例及び Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン暫定基準に適合した施設計画としている。
- ・都としては「東京都長期ビジョン」において、2020 年までに「2020 年大会開催時における観光地や競技会場周辺等の道路のバリアフリー化」が完了する計画である。
- ・車いす使用者への配慮として、全ての車いす席へのエレベーターでのアクセスを可能とし、同伴者席と車いす席が隣り合う座席計画とする等を行う計画としている。また、案内所、チケット売り場、売店のカウンターの一部をローカウンターにすること等を行う計画としている。
- ・視覚障がい者への配慮として、誘導ブロック、音声誘導装置、案内所インターホン、触知版、点字の整備を計画し、ミニFM導入用のラジオブース等の整備を行う計画としている。
- ・聴覚障がい者への配慮として、補聴設備対応席をバランス良く分散配置を計画する等を行う計画としている。また、総合案内所及び各階案内カウンターに筆談器を設置し、各トイレ、休憩室、授乳室にフラッシュランプを設置する等を行う計画としている。
- ・知的・精神・発達障がい者等への配慮として、専用休憩室内に柔らかい壁材を選定し、防音仕様を採用する等を行う計画としている。
- ・子供連れ利用者への配慮として、吹抜部やコンコース外周部手摺を縦棧手摺で計画し、トイレとは別に独立した授乳室の整備等を行う計画としている。
- ・高齢者への配慮として、エレベーターは1階から5階まで、エスカレーターは1階から4階まで着床可能な計画とし、全ての観客席縦通路に手摺を設置し、観客席出入口付近にプライオリティシートの設置等を行う計画としている。また、外構では50m以内ごとにベンチの設置等を行う計画としている。
- ・外国人利用者への配慮として、案内サインはピクトグラムや多言語表記等を行う計画としている。
- ・サイン計画は、文字サイズ、表示高さ、色彩・明度差等において、様々な人に分かりやすいサインとする計画としている。
- ・トイレ計画は、観客の流動を円滑にするため、出入口を別々に計画し、入口から見えやすい位置にオストメイト対応ブースを計画する等、各利用者への配慮を行う計画としている。
- ・計画建築物の電力設備は、22kV の本線及び 22kV の予備電源にて受電し、6,000kVA の特高変圧器 2 台を設置する計画としている。
- ・保安用発電機は 2,075kVA の 2 台とし、高圧変電設備についても、電圧種別ごとに 1 本の予備変圧器を設置する計画としている。
- ・非常用発電機（2,500kVA）を設置する計画としている。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・施設のユニバーサルデザインの状況については、フォローアップで確認する。

9.21.4 評価

(1) 評価の指標

1) 危険物施設等からの安全性の確保の程度

評価の指標は、東京都等が定めた地域防災等に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等とした。

2) 移動の安全のためのバリアフリー化の程度

評価指標は、東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、要綱等の中で当該地域について設定している目標等とした。

3) 電力供給の安定度

評価指標は、受電設備の故障に伴う停電発生率の低減及び一般停電時の保安用電源の確保がなされていることとした。

(2) 評価の結果

1) 危険物施設等からの安全性の確保の程度

計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から 450m 程度（南）の距離に位置しているが、危険物施設等については、消防法等の法令等に基づき適切に維持管理が行われる。なお、「東京都地域防災計画」によって危険物施設等の種類別に、関係機関による立入検査等の監視体制が維持される。

また、計画地周辺の明治神宮外苑は、避難場所に指定されている。

計画建築物では、非常用発電機用の燃料として A 重油を使用する計画で、13,000L のタンクを設置する計画としているが、このタンクは地下埋設型とするため、安全性は高いものと考えられる。

以上のことから、東京都等が定めた地域防災に係る計画等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考えられる。

2) 移動の安全のためのバリアフリー化の程度

計画建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、東京都福祉のまちづくり条例及び Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン暫定基準に基づき、施設内のバリアフリー化を図る他、外国人利用者を考慮したピクトグラム等の言語以外の表示の設置等を行う計画としている。

また、都としては「東京都長期ビジョン」に基づき、2020 年までに計画地周辺の道路のバリアフリー化が完了する計画である。

以上のことから、東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、条例等の中で当該地域について設定している目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考えられる。

3) 電力供給の安定度

計画建築物では、22kV の本線及び 22kV の予備電源（本線の変電所とは異なる変電所からも引き込む方式）にて受電し、6,000kVA の特高変圧器 2 台を設置する計画としている。保安用発電機は 2,075kVA の 2 台とし、高圧変電設備についても、電圧種別ごとに 1 本の予備変圧器を設置する計画としている。また、非常用発電機（2,500kVA）を設置する計画としている。

以上のことから、評価の指標は満足するものと考えられる。

